

令和3年1月6日

会員各位

(一社) 福井県トラック協会

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

1月7日から9日頃にかけて、北日本から西日本の日本海側では平地も含めて、太平洋側では山地を中心に大雪となるところがあり、太平洋側の平地でも積雪するおそれがあります。7日は全国的に風が強まり、7日から8日にかけて北日本と東日本から西日本の日本海側を中心に強い風が吹き、大荒れや猛吹雪、海上は大しけとなるおそれがあります。

つきましては、国土交通省から以下のとおり緊急連絡がありましたので、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします

記

- 最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期していただくこと。
- 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等について(要すれば、日本自動車タイヤ協会のチラシを参考に)確認すること。
- 冬用タイヤの未装着又は劣化したタイヤにより道路上で車両が立ち往生した場合、その車両に関する情報が道路部局から本省自動車局が提供され、自動車局・運輸局からその車両の事業者に対して指導を行う場合があること。
- 上記の場合において悪質な事例については、監査で事実関係を確認した上で、異常気象時等における措置が不十分であるとして行政処分の対象になる場合があること。

【参照条文】

○貨物自動車運送事端輸送安全規則

(異常気象時等における措置)

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。